

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年7月22日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務

(2) 事業目的

本事業は、実績ある専門家と鳥取県内の支援機関の支援員（以下「支援員」という）がチームをつくり、鳥取県内の小規模事業者等の成長戦略策定等を伴走支援することを通じて、鳥取県内の小規模事業者等の成長、及び、それを支援する支援員の経営支援スキルの向上を図ることを目的に実施する。

(3) 本業務の内容

「令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の別紙1「令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務期間

業務期間は、契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

(5) 予算額 金10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「監査・コンサルティング」に登録されている者であること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年7月29日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより以下の場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに以下の場所に必ず連絡すること。

【競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 本件調達の公告日から企画提案書の提出期限までの間いづれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から企画提案書の提出期限までの間いづれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容に係る守秘義務を遵守できること。

3 審査会の設置

企画提案書等の審査を行うため、「令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務に係る審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 審査会は、実施要領の別紙2「令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務委託公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき、企画提案書等の内容を審議し、順位を決定するものとする。
- (2) 審査会は、審査委員3名で構成する。

4 審査方法等

- (1) 審査は、審査会を開催し、企画提案書等の内容を評価要領に基づき審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。
- (2) (1)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

なお、評価点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の合議により順位を決定する。

(3) プレゼンテーションの開催

ア 日時 令和6年9月上旬 ※正式な開催日時は、別途通知する。

イ 場所 オンラインで開催 ※開始時間までに通信環境を整え、待機しておくこと。

ウ 開催内容 プレゼンテーションは一提案につき15分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査委員から質問時間を10分設ける。

5 日程等

(1) 日程

契約の締結に至るまでの時期は下記のとおりとする。ただし、アからオ以外は状況に応じて前後する場合もある。

ア	プロポーザル調達公告	令和6年	7月22日（月）
イ	質問書の提出期限	〃	7月31日（水）
ウ	質問書への回答	〃	8月2日（金）
エ	参加申込書等の提出期限	〃	8月5日（月）
オ	企画提案書等の提出期限	〃	8月29日（木）
カ	審査会開催（プレゼンテーション）	〃	9月上旬
ク	審査結果の通知	〃	9月上旬
ケ	契約締結の協議及び見積依頼	〃	9月上旬
コ	契約締結	〃	9月中旬

(2) このプロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先は、次のとおりとする

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部企業支援課

電話 0857-26-7243 / 電子メール kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

(3) 実施要領等の交付

ア 実施要領等の交付方法

令和6年7月22日（月）から同年8月5日（月）までの間にインターネットの鳥取県商工労働部企業支援課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoushien/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(ア) 交付期間及び時間

令和6年7月22日（月）から同年8月5日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(イ) 交付場所

(2) に記載する場所

イ 交付資料

(ア) 実施要領

(イ) 仕様書

(ウ) 評価要領

6 手続き等

(1) 参加申込み

このプロポーザルへの参加に当たっては、アに示す書類（以下「参加申込書等」という。）を提出期間内に提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書（実施要領様式第1号）

(イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（実施要領様式第2号）

イ 提出期間及び時間

令和6年7月22日（月）から同年8月5日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

5の(2)の場所に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）（以下「書留郵便等」という。）により、送付すること。

(2) 企画提案書の提出

このプロポーザルへの参加に当たっては、(1)により参加申込書等を提出した後、以下のアに示す書類（以下「企画提案書等」という。）を提出期間内に提出すること。

ア 提出書類

(ア) 令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務企画提案書提出書（実施要領様式第3号） 4部（原本1部、写し3部）

(イ) 企画提案書 4部（原本1部、写し3部）

(ウ) 見積書（実施要領様式第4号） 4部（原本1部、写し3部）

イ 提出期間及び時間

令和6年7月22日（月）から同年8月29日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける

ウ 提出方法

5の(2)の場所に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便等により、送付すること。

(3) 企画提案書等の作成に関する質疑応答

企画提案書等の作成・提出及びこのプロポーザルに関する質問は、令和6年7月22日（月）から同月31日（水）正午まで受け付ける。

なお、このプロポーザルに関する質問は、「令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務質問書」（実施要領様式第5号）を作成し、電子メールにより5の(2)の場所に提出すること。質問のあった事項については、令和6年8月2日（金）までにインターネットの鳥取県商工労働部企業支援課ホ

ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoushien/>) に回答を掲載する。

7 契約の締結

4の(2)により最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、4の(2)により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

(1) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 企画提案書等の無効

2に示す参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等、虚偽の記載がなされた企画提案書等及び実施要領に示された条件に適合しない企画提案書等は無効とする。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

(3) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

ア 4の(2)により最優秀提案者として選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者以外の者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 企画提案書等の取り扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。なお、提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書は開示の対象となるが、鳥取県は提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) その他

詳細は、実施要領、仕様書、評価要領による。